

2011年3月22日

東北関東大震災の災害に伴う審査対応について

日本化学キューエイ株式会社  
取締役管理部長 塗師正彦

このたびの東北関東大震災の被害に遭われた方々に、心よりお見舞い申し上げます。

弊社では、東北関東大震災の災害に伴い、当面の維持審査及び更新審査の実施について、3月15日付け日本適合性認定協会（JAB）の文書（添付）に則り、次の通り運用いたしますので、御理解を頂きたくお願い致します。

1. 登録（認証）後の最初の維持審査

登録（認証）の第二段階審査の後の最初の維持審査は、第二段階審査の最終日から12ヶ月を超えずに受審していただく必要があります。通常は、これを受審されない場合、登録が失効いたします。

しかし、この度の災害に伴い、第二段階審査の最終日から12ヶ月を超えずに受審できない場合、その後の適切な期間内（概ね3ヶ月以内）に、受審していただければ、弊社は第1回の維持審査とみなします。

2. 通常の維持審査

通常の維持審査は、少なくとも1年に1回実施する必要があります。

この度の災害に伴い、通常の期間内に維持審査を受審することが出来ない場合、その後の適切な期間内に、受審していただければ、弊社は通常の維持審査とみなします。

3. 更新（再認証）審査

更新審査は、登録（認証）の有効期限に先立って受審され、有効期限前に登録が更新される必要があります。通常は、これを受審されない場合、登録は失効いたします。

この度の災害に伴って、通常の更新審査を受審することが出来ない場合でも、その後の適切な期間内（通常6ヶ月を超えない）に、受審していただければ、弊社は更新審査とみなします。

従いまして、維持審査及び更新審査について、災害の影響に伴い、弊社から通常案内する審査可能期間内に受審することが出来ない受審組織の皆様には、お手数ですが、その旨弊社まで御連絡をお願いいたします。

また上記に該当する場合、その後の適切な期間内（上記の通り）に、無理のない計画で受審が可能になる見通しになれば、弊社まで御連絡をお願いいたします。

もし仮に、その後の適切な期間内（上記の通り）に、受審が不可能な場合であっても、弊社に御連絡を頂きたくお願いいたします。その場合の対応について、受審組織の状況を考慮して御相談させていただきます。

以上